

# 福岡県公報

令和六年九月二十四日  
第五百三十三号  
増刊  
①

## 目次

告 示 (第五百九十六号)

○漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部を改正する告示

(漁業管理課) …………… 一

## 告 示

### 福岡県告示第五百九十六号

漁船損害等補償法に基づく加入区の指定(昭和六十二年十月福岡県告示第千四百六十六号)の一部を次のように改正する。

令和六年九月二十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

北九州東部加入区	北九州市門司区大字今津、小倉南区大字吉田、下吉田、上吉田
今津加入区	北九州市門司区大字今津
吉田加入区	北九州市小倉南区大字吉田、下吉田、上吉田

に、

を

大川市加入区

久留米市城島町青木島、城島町江島、大川市大字鐘ヶ江、大字下青木、大字向島、大字小保、大字大野島、大字榎津、大字新田八六〇番から一四三二番までの範囲、大字九網

に改める。

上新田加入区

大川市大字新田八六〇番から一四三二番までの範囲、大字九網

大野島加入区

大川市大字大野島、大字榎津

を

大川加入区

久留米市城島町青木島、城島町江島、大川市大字鐘ヶ江、大字下青木、大字向島、大字小保